

# 下北山村公共施設等総合管理計画

2017年（平成29年）3月策定

2022年（令和4年）3月改訂

奈良県吉野郡下北山村

---

# 目次

---

<b>I 公共施設等総合管理計画について</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間と対象施設	5
<b>II 本村の人口、財政状況</b> .....	<b>6</b>
1. 下北山村の人口状況	6
2. 本村の財政状況	8
<b>III 公共施設等の現況</b> .....	<b>13</b>
1. 公共建築物の現況	13
2. インフラ施設の現況	15
<b>IV 公共施設等の更新費用</b> .....	<b>17</b>
1. 改築費用の算定方法	17
2. 計画前の更新費用の見通し（単純更新する場合の試算）	18
<b>V 公共施設等の管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>21</b>
1. 公共施設の管理に関する基本的な方針	21
2. 計画後の基本的な方針を踏まえた更新費用の見通し	22
3. 財源の考え方	26
4. ユニバーサルデザイン化に係る方針	27
5. その他の公共施設等に係る取り組み	28
<b>VI 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>29</b>
1. 公共建築物	29
2. インフラ施設	31
<b>VII 今後の推進に関する基本方針</b> .....	<b>32</b>
1. 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策	32
2. P D C Aサイクルの推進方針	32

本文中、各表の数値は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

---

# I 公共施設等総合管理計画について

---

## 1. 計画策定の背景と目的

我が国における公共施設等は、その多くが都市化の進展や経済成長とともに一定の期間で集中的に整備されてきました。そのため、これらの公共施設等は老朽化が進み、近い将来、一斉に更新時期を迎え、更新に係るコストは膨大な財政負担となることが見込まれています。

このような状況のもと、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であると、2013（平成25）年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。このなかで地方公共団体に対しては、公共施設等の維持管理・更新などを着実に推進し、中長期的な取り組みの方向性を明らかにするための行動計画の策定を求めています。

さらに総務省は、行動計画を具体化する取り組みとして、2016（平成28）年に全国の地方公共団体に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。このなかで地方公共団体は、学校・公営住宅・庁舎などの公共建築物、道路・橋梁・簡易水道などのインフラ施設といった公共施設等を対象として、10年以上の計画期間を設け、財政見通しとライフサイクルコストに配慮した公共施設等総合管理計画を策定し、さらに2021（令和3）年度に見直し策定を行いました。

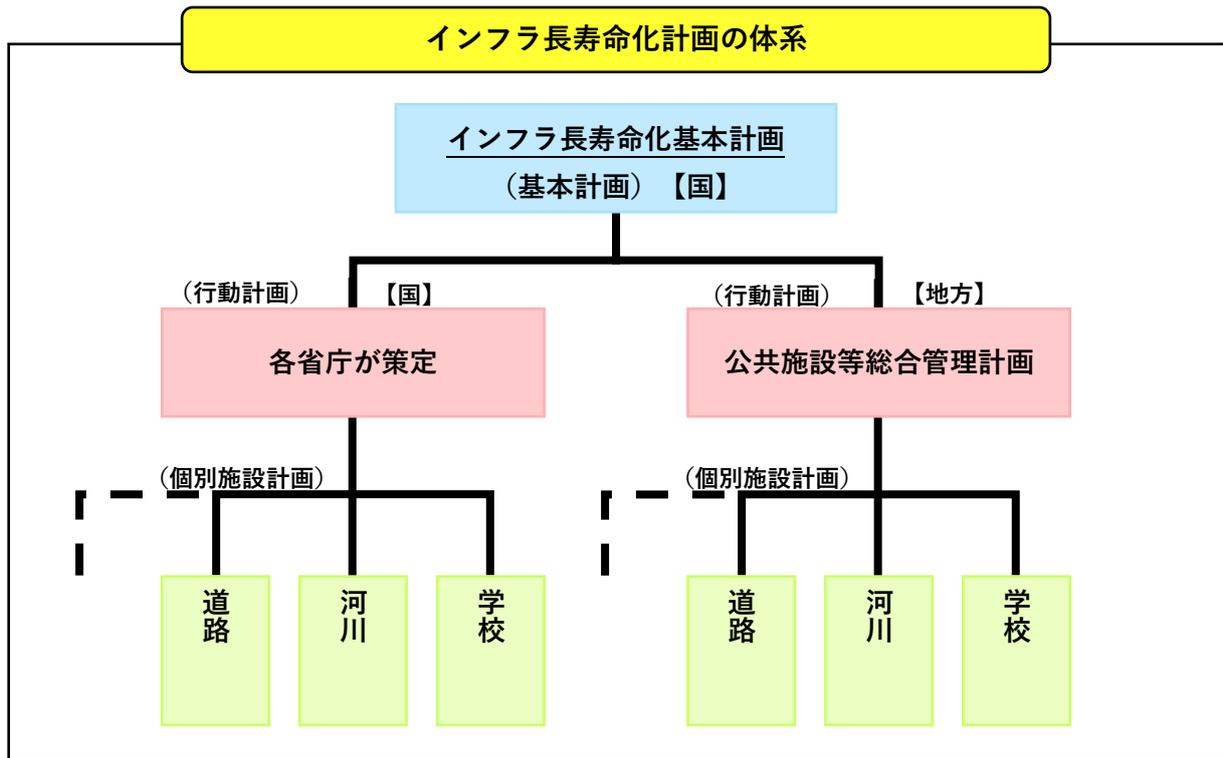
本村は、豊かな自然に囲まれた歴史の深い世界遺産がある村として、林業や観光業を中心に発展してきました。しかし、現在では年々進む人口減少に伴い、高齢化や若者定住人口の減少等の課題が山積しています。そのため、今後は人口減少を引き金に、地域経済が低迷すると予想されます。

財政面においては、人口減少に伴う歳入の減少、高齢化社会への移行に伴う社会保障関係費の増加、これから一斉に更新時期を迎える公共施設等に関する更新費用の集中が見込まれることから、公共施設等への財政負担の軽減や平準化を図ることが急務となっています。

また、人口構造の変化等による村民ニーズの変化や、地域事情に応じた公共施設等の需給バランス及び配置なども課題となっています。今後も、安全で持続的な村民サービスを確保・提供していくためには、公共施設等を取り巻く環境の変化に対応しながら、効果的・効率的な公共施設等の整備及び管理運営を実現していく必要があります。

以上を踏まえ、本村の公共施設等に関する現状や将来の課題等を客観的に整理し、それらを村民と行政との間で共有します。なお、本計画は長期的な視点を持って公共施設等を総合的・計画的に管理するための基本方針として策定します。

(図表 1 - 1 「インフラ長寿命化基本計画」 との関係)

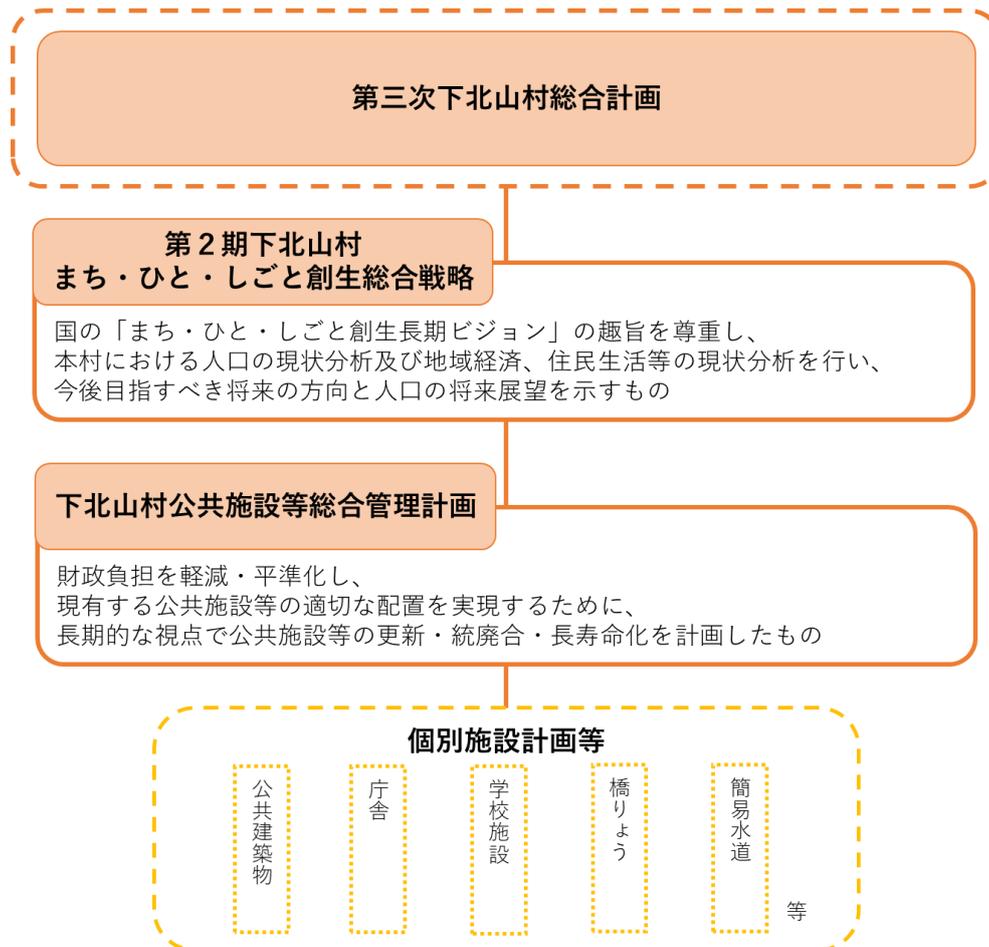


(総務省「『公共施設等総合管理計画の作成にあたっての指針』の概要」より)

## (1) 計画の位置づけ

本計画は、本村の最上位計画である「第三次下北山村総合計画」を下支えする計画であり、「第2期下北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等との整合性を図るとともに、各政策分野における公共施設等への取り組みについて、横断的に、総合的・計画的な管理や利活用に関する基本的な方向性を示すものです。

(図表1-2 公共施設等総合管理計画の位置づけ)



## (2) 改訂のポイント

本村は、2017（平成29）年3月に、「公共施設等の老朽化・更新財源問題」への対応と「少子高齢・人口減少社会の到来」に見合った公共施設等のあり方を示した「公共施設等総合管理計画（初版）」を公表しました。

本計画は、P.5の対象施設の一覧にあるとおり、公共建築物とインフラ施設について記載しています。今回の改訂ポイントは、公共建築物とインフラ施設に関する個別施設計画や経営戦略等の内容を反映させることと、2018（平成30）年に改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」で求められる項目の追加を行うことです。

(図表1-3 改訂のポイント)

### 公共施設等総合管理計画（初版）の主な内容

- 現状や課題に対する基本認識の明確化と対応の方針
- 行政が維持する施設の優先順位づけと、維持の基本的な考え方
- 単純更新した場合の費用の試算
- 目標達成のための今後の管理方針 等



### 公共施設等総合管理計画（改訂）の主な追加内容

- 個別施設計画や経営戦略等の内容を踏まえた対象施設及び基本方針の見直し
- 過去に行った対策の実績
- 施設保有量の推移
- 有形固定資産減価償却率の推移
- 現在要している維持管理経費
- 長寿命化対策を反映した場合の見込み（基本的な方針を踏まえて更新した場合の試算）
- 対策の効果額
- ユニバーサルデザイン化に係る方針 等

## 2. 計画期間と対象施設

### (1) 計画期間

計画期間は、長期的な視点で公共施設等の基本的な方向性を検討するため、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。

更新費用の試算については、より長期的な視点で対策の妥当性を検証するため、2061（令和43）年まで表示しています。

(図表1-4 計画期間)



### (2) 計画の対象施設

本計画の対象となる公共施設等（公共建築物＋インフラ施設）は以下のとおりです。

さらに、公共建築物は11の施設分類に、インフラ施設は道路・橋梁・簡易水道の3の施設分類に区分し、維持管理方針を検討します。

(図表1-5 本計画の対象施設)

No.	施設大分類	主な内容
1	公共建築物（ハコモノ施設）	
1-1	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ公園、平成の森
1-2	学校教育系施設	下北山小中学校、教員住宅
1-3	公営住宅	村営住宅、特公賃住宅
1-4	保健・福祉施設	いこいの郷、保健センター
1-5	村民文化系施設	公民館、生活改善センター
1-6	産業系施設	山村振興センター、特産物加工所
1-7	行政系施設	役場庁舎、消防会館、消防車庫
1-8	子育て支援施設	下北山保育所
1-9	医療施設	診療所
1-10	社会教育系施設	歴史民俗資料館
1-11	その他	倉庫、トイレ、旧保育所
2	インフラ施設	
2-1	道路	
2-2	橋梁	
2-3	簡易水道	水道管、簡易水道施設（浄水場）

## II 本村の人口、財政状況

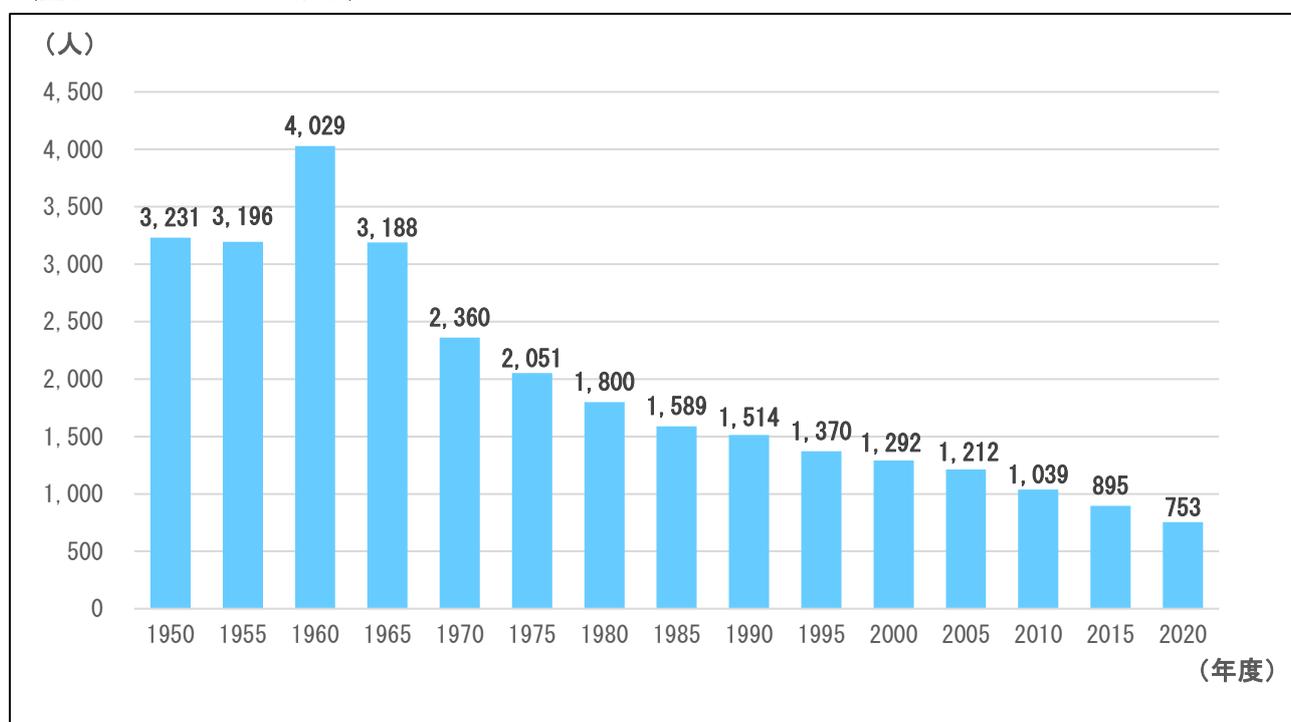
### 1. 下北山村の人口状況

#### (1) 人口の推移

国勢調査によると、本村の人口は、1955（昭和30）年から1960（昭和35）年にかけて急増し、4,029人となりました。しかし、1975（昭和50）年にはピーク時の約半数である2,051人となり、その後も減少し続け、2020（令和2）年には、ピーク時から約8割減の753人となりました。

人口減少に伴い税収等が減少することで、更新の財源が乏しくなり、通常の維持管理費用の支出も厳しい状況となります。

(図表2-1 人口の推移)

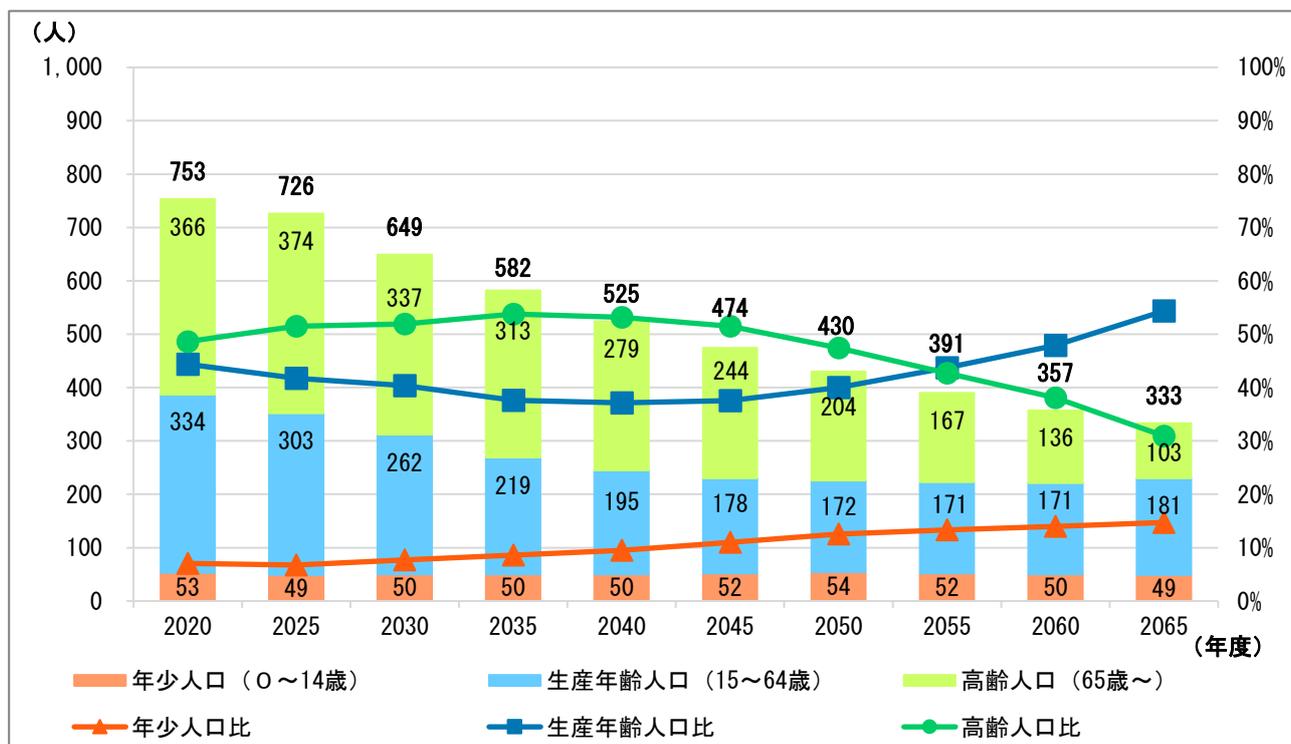


(資料：国勢調査)

## (2) 将来人口の展望

「第2期下北山村まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口の将来展望では、2065（令和47）年の目標人口を333人としています。

(図表2-2 将来人口の展望)



年度	人口 (人)				構成比率		
	総数	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年少人口比	生産年齢人口比	高齢人口比
2020	753	53	334	366	7.0%	44.4%	48.6%
2025	726	49	303	374	6.7%	41.7%	51.5%
2030	649	50	262	337	7.7%	40.4%	51.9%
2035	582	50	219	313	8.6%	37.6%	53.8%
2040	525	50	195	279	9.5%	37.1%	53.1%
2045	474	52	178	244	11.0%	37.6%	51.5%
2050	430	54	172	204	12.6%	40.0%	47.4%
2055	391	52	171	167	13.3%	43.7%	42.7%
2060	357	50	171	136	14.0%	47.9%	38.1%
2065	333	49	181	103	14.7%	54.4%	30.9%

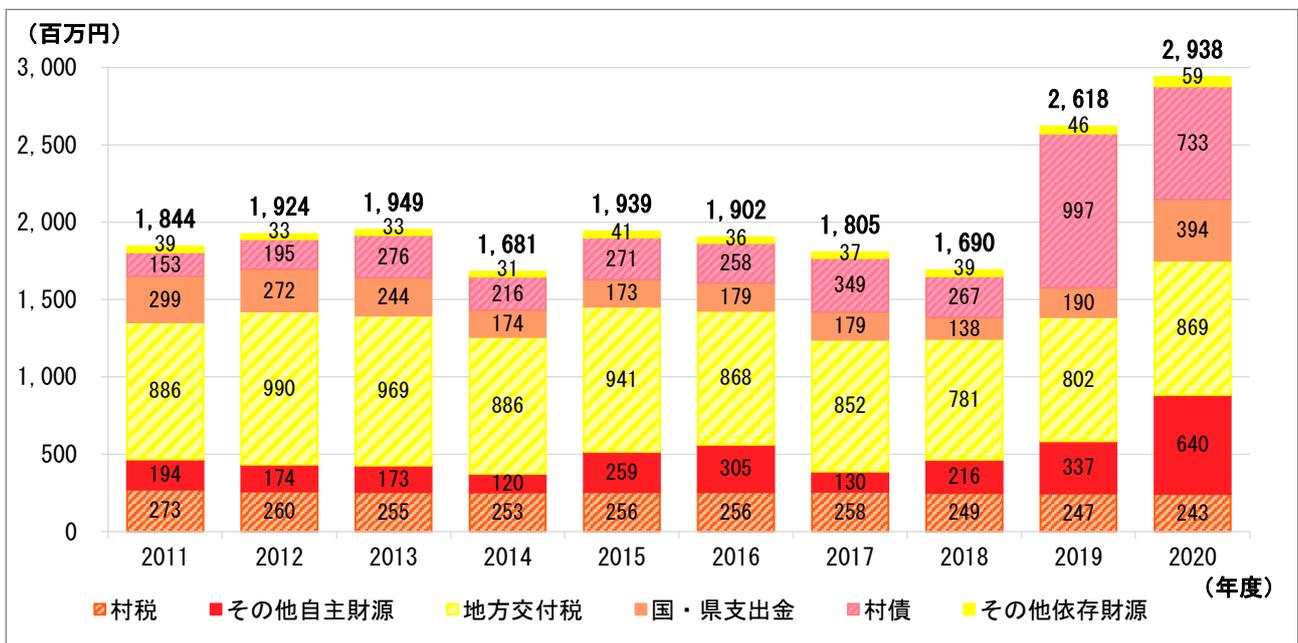
(資料：第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

## 2. 本村の財政状況

### (1) 歳入決算額の推移（性質別・普通会計決算）

本村の歳入総額は、2011（平成23）年度から2018（平成30）年度までは概ね1,600百万円から2,000百万円の間で推移してきましたが、2019（令和元）年度と2020（令和2）年度は合同校舎の新築等の影響により村債の発行額が大幅に増えました。また、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス対策関連の国庫支出金等があったために歳入総額はさらに増加し、2,938百万円になりました。

（図表2-3 歳入決算額の推移）



（単位：百万円）

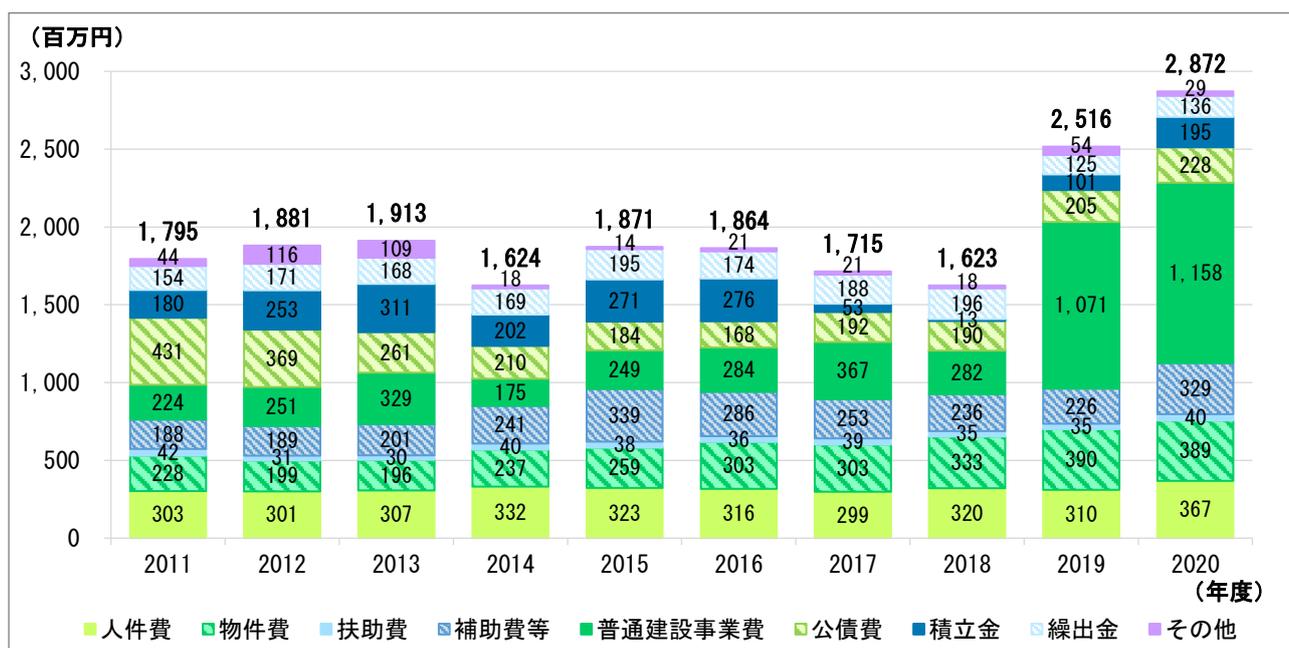
年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
村税	273	260	255	253	256	256	258	249	247	243
その他自主財源	194	174	173	120	259	305	130	216	337	640
地方交付税	886	990	969	886	941	868	852	781	802	869
国・県支出金	299	272	244	174	173	179	179	138	190	394
村債	153	195	276	216	271	258	349	267	997	733
その他依存財源	39	33	33	31	41	36	37	39	46	59
歳入合計	1,844	1,924	1,949	1,681	1,939	1,902	1,805	1,690	2,618	2,938

（資料：財政状況資料集）

## (2) 歳出決算額の推移（性質別・普通会計決算）

本村の歳出総額は、2011（平成23）年度から2018（平成30）年度までは概ね1,600百万円から2,000百万円の間で推移してきましたが、2019（令和元）年度と2020（令和2）年度は合同校舎の新築等のため普通建設事業費が大幅に増えました。また、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス対策関連の特別定額給付金事業の実施により補助費等が増加し、歳出総額は2,872百万円になりました。

(図表2-4 歳出決算額の推移)



(単位：百万円)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
人件費	303	301	307	332	323	316	299	320	310	367
物件費	228	199	196	237	259	303	303	333	390	389
扶助費	42	31	30	40	38	36	39	35	35	40
補助費等	188	189	201	241	339	286	253	236	226	329
普通建設事業費	224	251	329	175	249	284	367	282	1,071	1,158
公債費	431	369	261	210	184	168	192	190	205	228
積立金	180	253	311	202	271	276	53	13	101	195
繰出金	154	171	168	169	195	174	188	196	125	136
その他	44	116	109	18	14	21	21	18	54	29
歳出合計	1,795	1,881	1,913	1,624	1,871	1,864	1,715	1,623	2,516	2,872

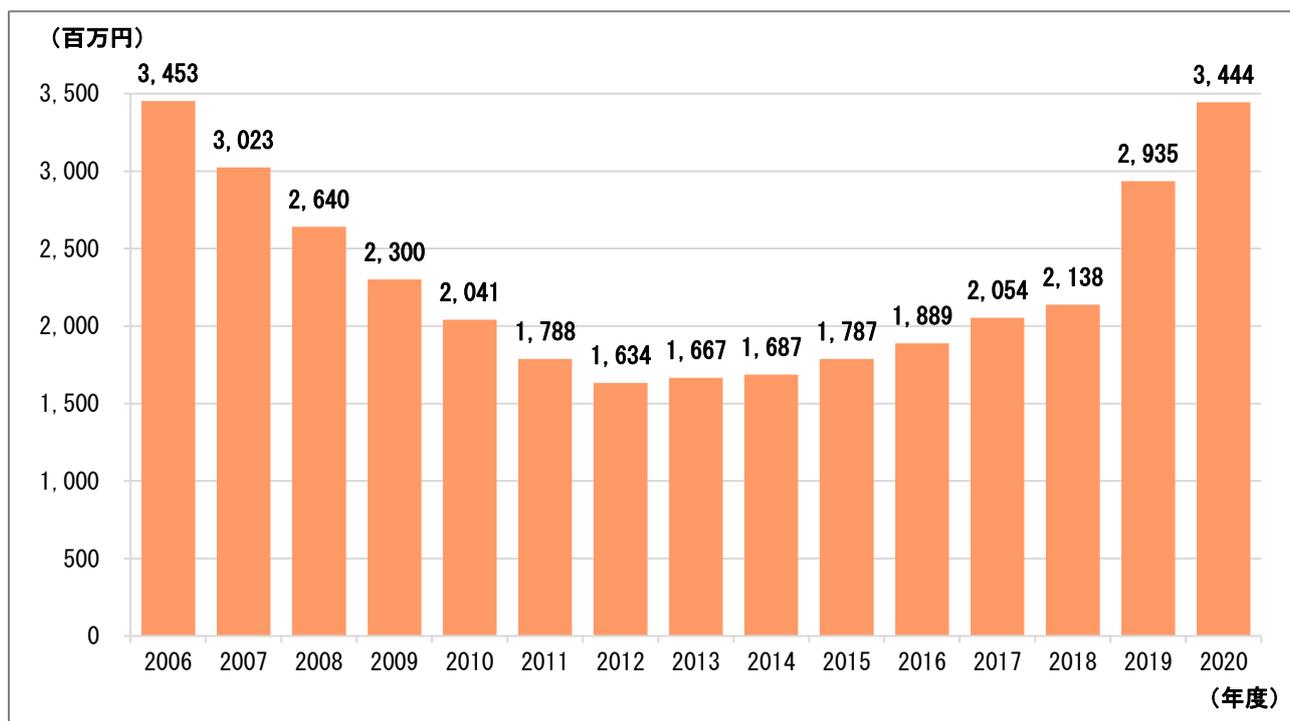
(資料：財政状況資料集)

### (3) 村債残高の推移

本村の村債の残高推移は以下のとおりです。2010（平成22）年度から2018（平成30）年度にかけては、2,000百万円程度で推移していましたが、2019（令和元）年度からは合同校舎の新築等の影響により大幅に増え、2020（令和2）年度末では3,444百万円となりました。

本村では、将来にわたって利用する施設の建設・整備等を行う場合、必要に応じて村債を借り入れています。村債の返済は長期にわたり、将来の財政運営の硬直化につながるため、村債の発行は慎重に検討し、発行額の抑制に努めています。

(図表2-5 村債残高の推移)



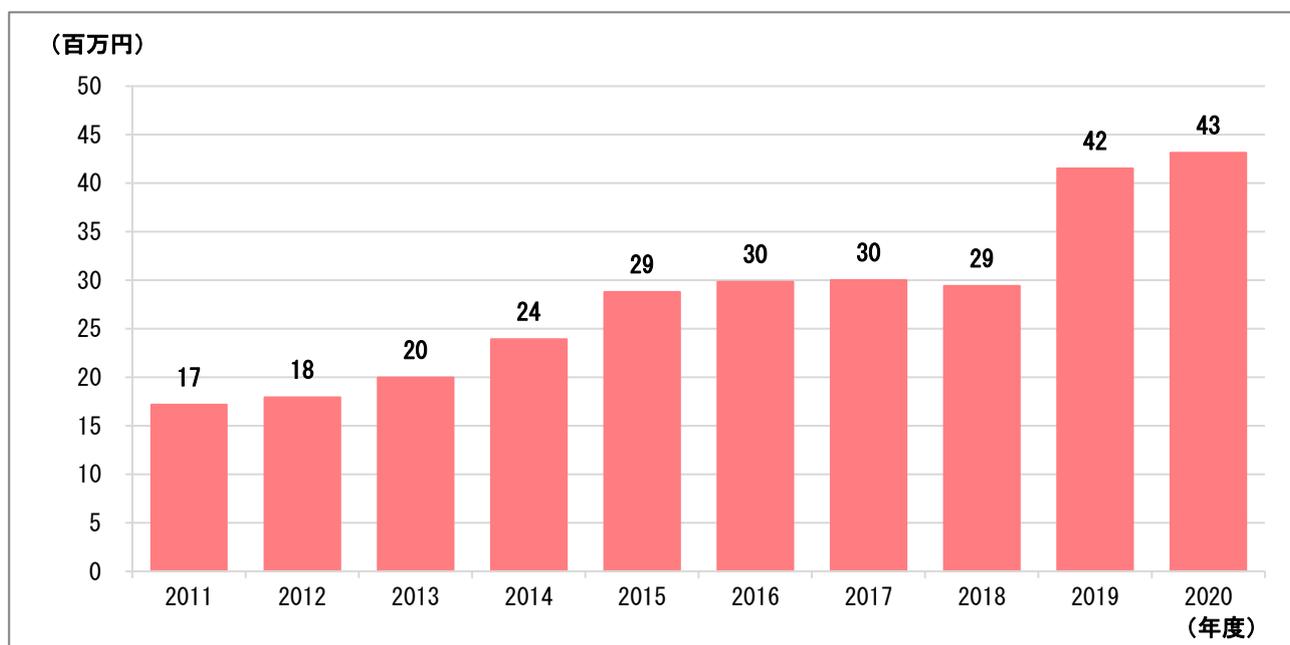
(資料：財政状況資料集)

#### (4) 維持管理経費の推移

維持管理経費は、施設の修繕・保守点検等に要した経費等をいいます。図表2-6の推移は普通会計の維持補修費と、簡易水道事業会計の修繕費・材料費・薬品費及び委託料のうち施設の維持管理に関する費用を合計して算出しています。

維持管理経費の過去10年平均は28百万円となっており、そのうち維持補修費及び修繕費（施設の効用を保全するために実施する補修に要する経費）の過去10年平均は17.9百万円となりました。今後、公共施設等の老朽化が進むにつれて必要な維持管理経費は増大していくと考えられますが、拠出可能な予算には限りがあるため、計画的に修繕する必要があります。

(図表2-6 維持管理経費の推移)



(単位：百万円)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
普通会計	6	7	7	11	9	16	16	14	25	28
簡易水道事業	11	11	13	12	20	14	14	16	16	16
うち修繕費	2	2	3	1	6	4	4	6	7	6
維持管理経費 合計	17	18	20	24	29	30	30	29	42	43

(資料：歳入歳出決算書)

※1 普通会計とは、地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外の純計額をいう。

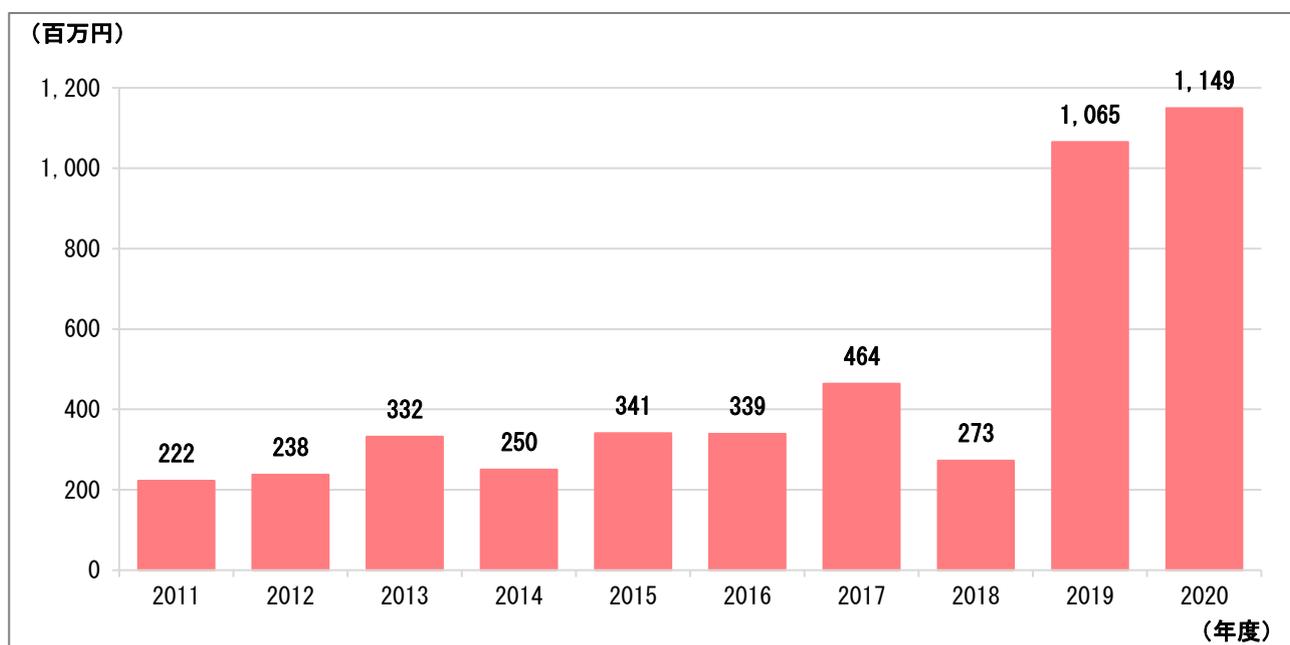
※2 2019（令和元）年度以降は、普通会計に「池の平公園管理運営特別会計」と「スポーツ公園管理運営特別会計」を含む。

## (5) 投資的経費の推移

投資的経費は、普通会計の普通建設事業費・災害復旧事業費、簡易水道事業会計の建設改良費を合計して算出しています。

2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度に行われた合同校舎の新築工事の影響により、投資的経費の過去10年平均は467百万円となっています。前述の維持管理経費と同様に、公共施設等の老朽化が進むにつれて必要な投資的経費は増大していくと考えられるため、計画的な建替え等の実施を検討する必要があります。

(図表2-7 投資的経費の推移)



(単位：百万円)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
普通会計	222	238	320	175	246	283	358	273	1,065	1,148
簡易水道事業	0	0	12	75	95	57	106	0	0	1
投資的経費 合計	222	238	332	250	341	339	464	273	1,065	1,149

(資料：決算統計)

※1 普通会計とは、地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外の純計額をいう。

※2 2019（令和元）年度以降は、普通会計に「池の平公園管理運営特別会計」と「スポーツ公園管理運営特別会計」を含む。

### III 公共施設等の現況

#### 1. 公共建築物の現況

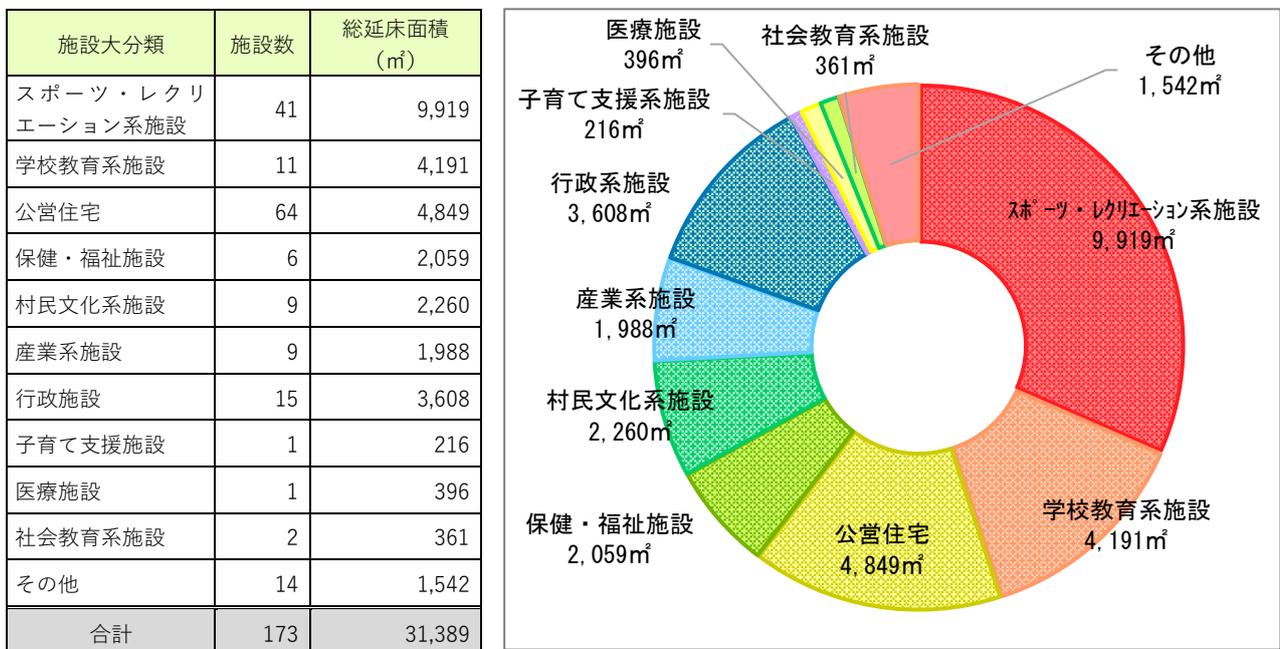
##### (1) 2021（令和3）年度末における施設類型別延床面積

これまでに、本村は人口変動や行政需要に対応して、村民の生活基盤や地域コミュニティの拠点等として大きな役割を果たす公共建築物やインフラ施設を建設してきました。

このうち、本計画の対象となる公共建築物の施設数は173施設、総延床面積は31,389㎡です。

施設類型別にみると、施設数が最も多いのは公営住宅で64施設、総延床面積が最も大きいのはスポーツ・レクリエーション系施設で9,919㎡を占めています。

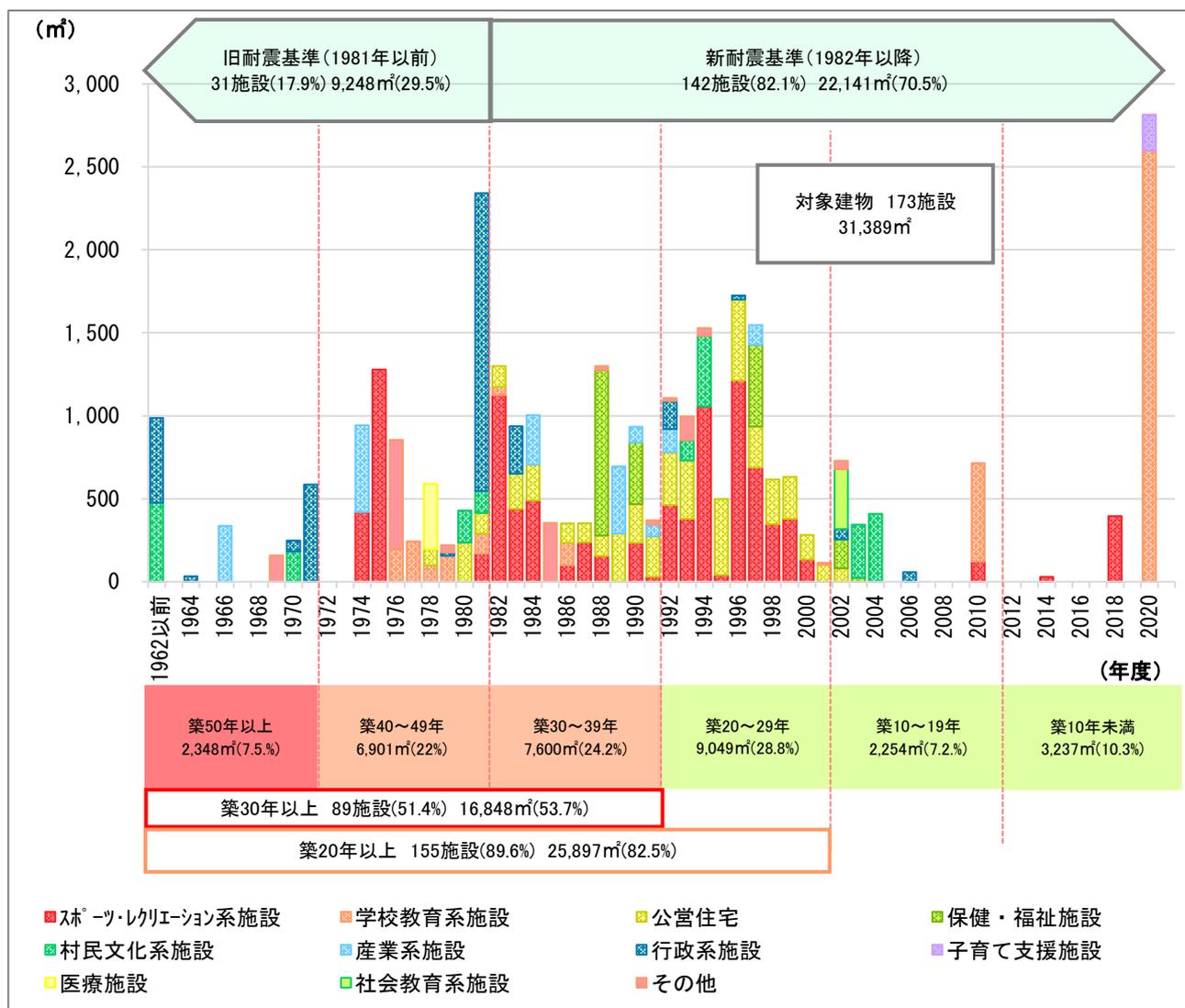
(図表3-1 対象公共建築物等の概要)



## (2) 公共建築物の築年度別整備状況

築年数で見ると、築30年を経過している施設数は89施設（51.4%）で総延床面積は16,848㎡（53.7%）となっており、築20年を経過している施設数は155施設（89.6%）で総延床面積は25,897㎡（82.5%）となっています。

(図表3-2 公共建築物の築年度別整備量)



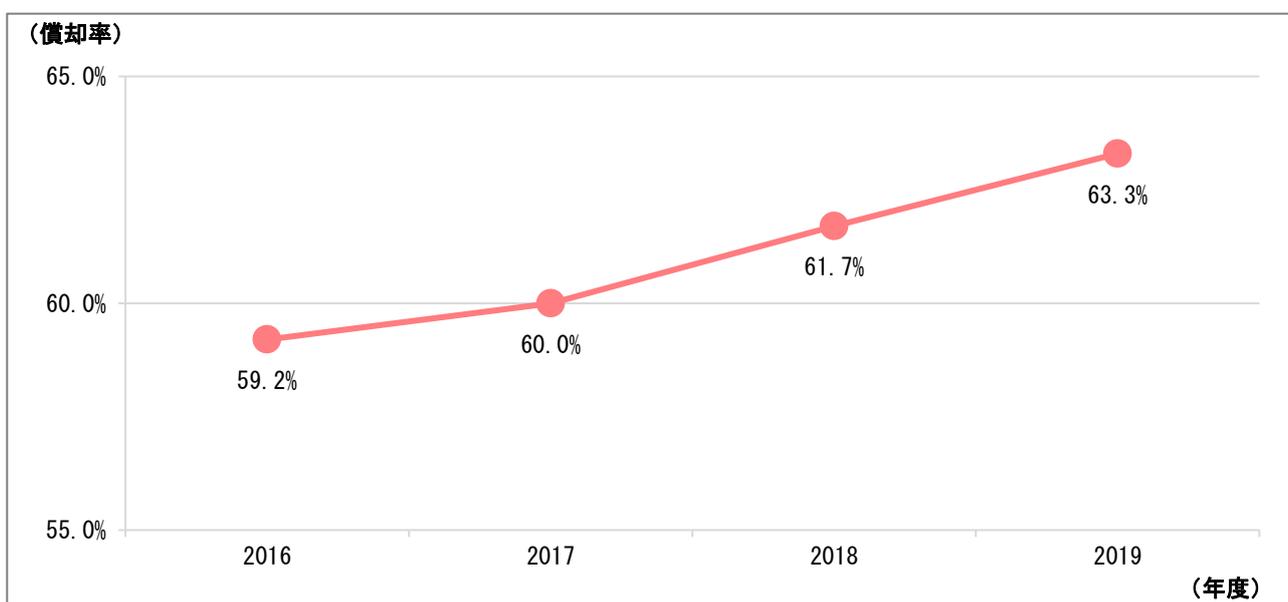
(2022(令和4)年3月現在)

### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

本村は施設の劣化の程度を評価する際に、公会計の有形固定資産減価償却率を参考指標としています。この有形固定資産減価償却率は、公共建築物の取得価額等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化の進行に伴い上昇します。

本村の有形固定資産減価償却率は、図表3-3のとおり近年上昇傾向にあるため、本計画に基づいた公共施設等の老朽化への対応と、将来的な財政負担の軽減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(図表3-3 有形固定資産減価償却率の推移)



(資料：財政状況資料集)

## 2. インフラ施設の現況

村道の総実延長は65.4kmあり、橋梁は60橋あります。村道は観光地へアクセスするための重要な路線も多く、村内を活性化させるものとしても期待されているため、計画的な整備が必要です。

簡易水道事業で管理する管の総延長は43,826mあります。計画的に導水管等の更新を行っていますが、未だ完了していないため、早期整備ができるように努めます。

### (1) 道路

分類	実延長 (m)	道路部道路面積 (㎡)
1級村道	8,407	39,605
2級村道	6,572	26,795
その他村道	50,465	191,296
合計	65,444	257,695

(2022(令和4)年3月現在)

## (2) 橋梁

施設大分類	施設数
橋梁	60

(資料：橋梁個別施設計画 (2018年 (平成30年) 1月作成))

## (3) 簡易水道

施設大分類	施設数	建物総床面積 (㎡)
簡易水道施設 (浄水場・配水池等)	6	410

(単位：m)

年度	導水管	送水管	配水管					合計
	300mm未満	300mm未満	50mm以下	75mm以下	100mm以下	150mm以下	計	
1977	-	439	287	3,638	1,239	660	5,824	6,263
1981	27	1,627	-	-	332	116	448	2,101
1982	2,350	2,216	356	1,650	3,457	2,280	7,742	12,308
1986	50	-	65	1,345	-	-	1,409	1,459
1988	2,100	260	448	2,134	3,522	1,116	7,220	9,580
1999	3,680	-	220	2,190	1,220	-	3,630	7,310
2014	-	-	-	41	1,704	64	1,809	1,809
2015	-	-	1	25	1,202	-	1,228	1,228
2016	-	110	-	14	504	122	640	751
2017	-	-	4	33	201	778	1,016	1,016
合計	8,207	4,653	1,381	11,069	13,382	5,136	30,967	43,826

(2022 (令和4) 年3月現在)

## IV 公共施設等の更新費用

### 1. 改築費用の算定方法

本計画の改築費用は公会計の固定資産台帳から得た取得価額を基に、建設工事費デフレーター（建築総合）により賃金及び物価変動を建物の構造別に補正し、算定しています。

これにより、公会計の固定資産台帳との整合性が保たれると共に、現在の改築費用に近い金額を算定することが見込まれます。

建設工事費デフレーターは、2022（令和4）年3月現在で最も新しい2021（令和2）年10月29日付のデータを使用しています。

【計算例】スポーツ公園若者センターの改築費用

スポーツ公園若者センターの基礎データ

施設名	公会計の固定資産台帳の取得価額（円）	建築年度	構造
スポーツ公園若者センター	78,400,000	1984	W

建設工事費デフレーターの指標

年度	数値
1984年度建築かつ構造W（木造）の指数	78.4
2020年度建築かつ構造W（木造）の指数	107.2

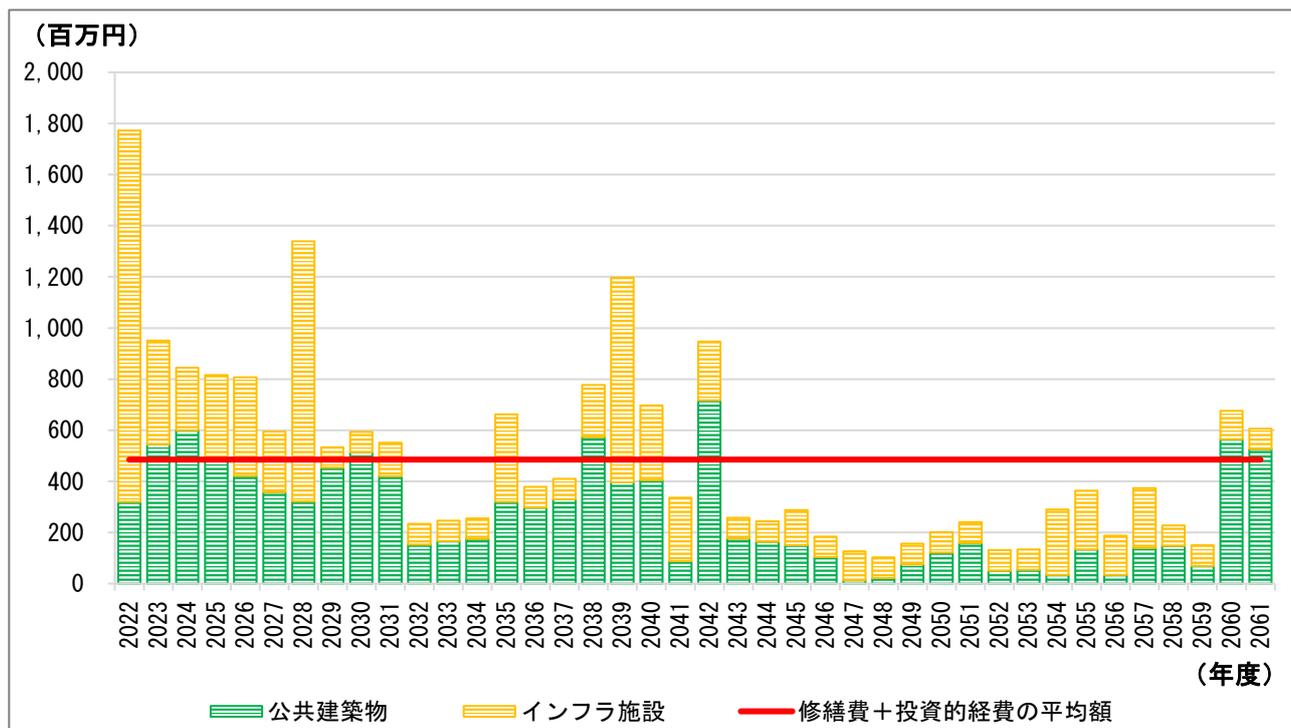
※建設工事費デフレーターの数値は、2011（平成23）年を100とした時の各年の工事費の指数です。

以上より、 $78,400,000円 \times (107.2/78.4) = 107,200,000$ を該当施設の改築費用とし、他の対象施設についても同様に算定します。

## 2. 計画前の更新費用の見通し（単純更新する場合の試算）

計画対象の公共建築物及びインフラ施設を同種・同規模で単純更新する場合の経費の見込みを試算しました。

（図表4-1 公共施設等（公共建築物+インフラ施設）の単純更新費用）



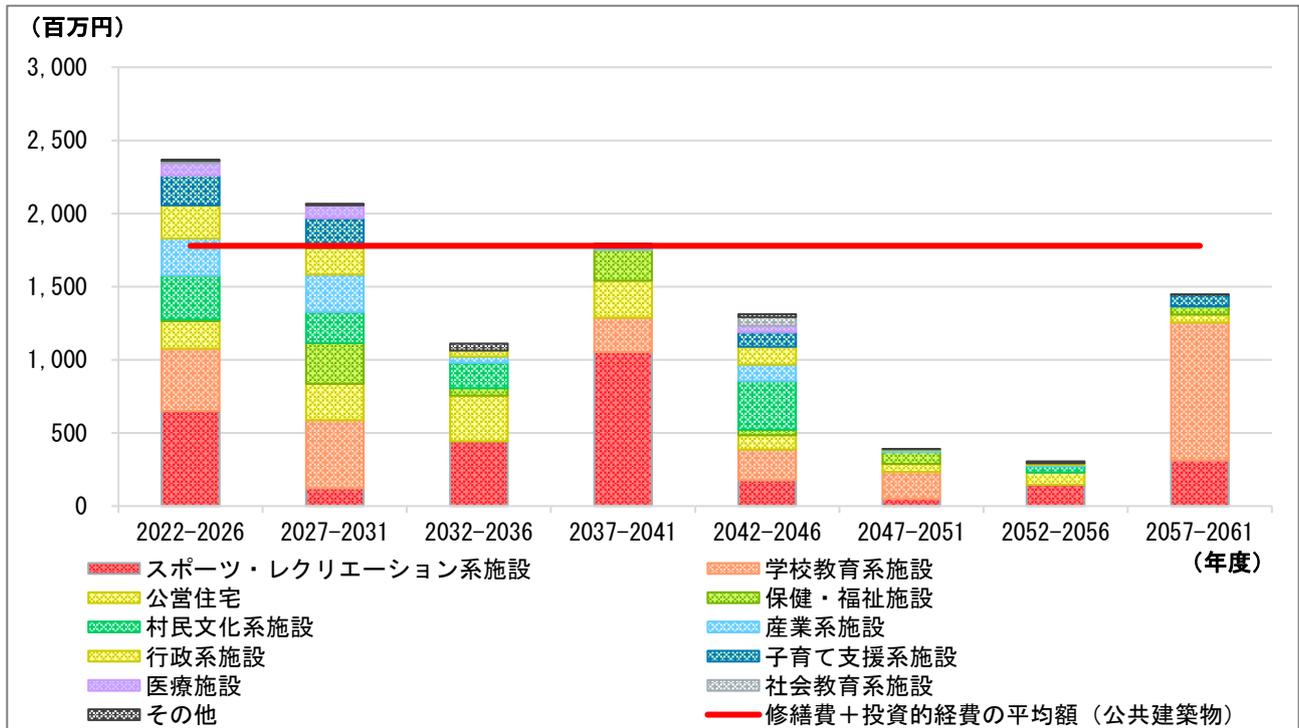
試算の結果、40年で19,887百万円、年間497百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。過去10年平均の修繕費と投資的経費の合計485百万円（=467百万円+18百万円）と比較すると年間12百万円のギャップが生じることとなります。

仮に単純更新の試算どおりに公共施設等の更新を行うとすると、不足分の財源を捻出する必要があります。一定の期間であれば、基金の取り崩し等によって更新費用を補填することはできますが、持続的な捻出は現実的ではありません。

そのため、公共施設等の管理に関する基本的な方針として、維持管理や更新、長寿命化や統合・廃止等の方針を改めて見直した上で新たな計画を作成し、その計画に則した整備の実施を行う必要があります。

《参考①－公共建築物を単純更新する場合の試算》

(図表4－2 公共建築物の単純更新費用（5ヶ年度表示）)

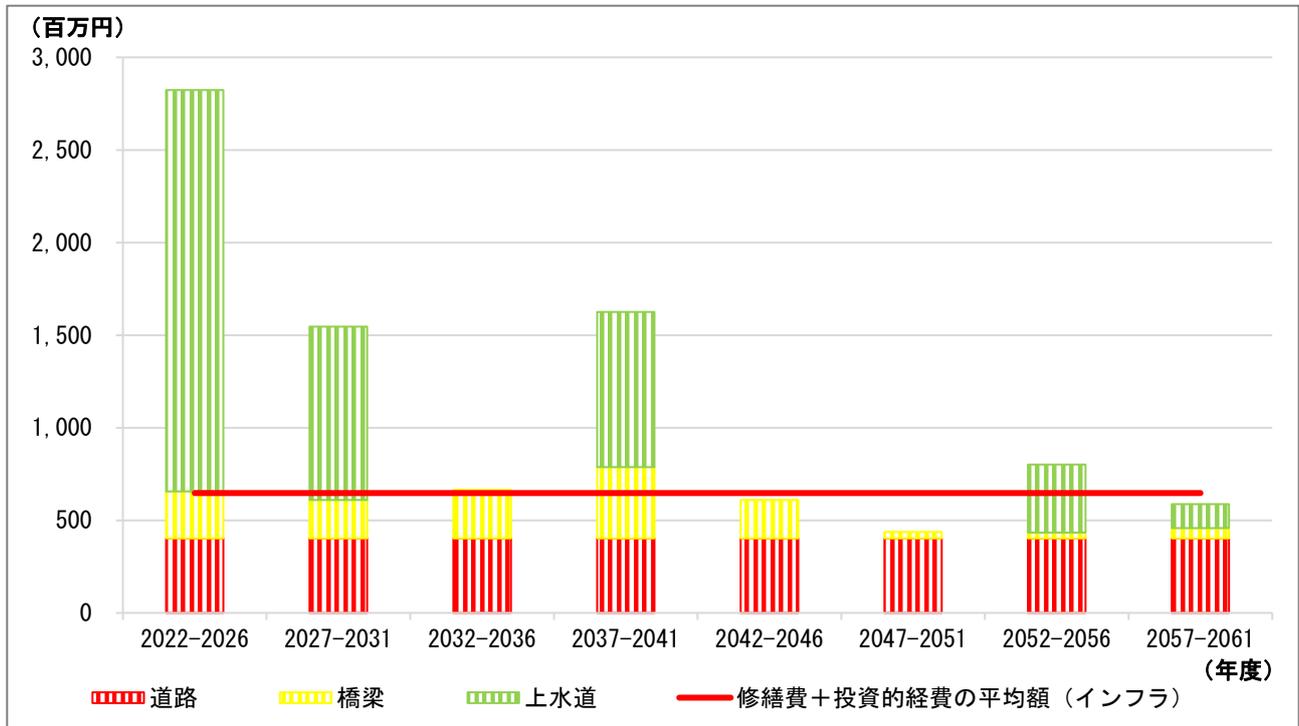


公共建築物を単純更新する場合は、40年で10,792百万円、年間270百万円の更新費用がかかる試算となりました。

施設類型別にみると、40年でスポーツ・レクリエーション系施設が2,953百万円、次いで学校教育系施設が2,466百万円と更新費用に占める割合が高くなっています。

《参考②－インフラ施設を単純更新する場合の試算》

(図表4－3 インフラ施設の単純更新費用(5ヶ年度表示))



インフラ施設を単純更新する場合は、40年で9,095百万円、年間227百万円の更新費用がかかる試算となりました。

施設類型別にみると、40年では道路が3,230百万円、橋梁が1,428百万円、簡易水道が4,438百万円となっています。

---

## V 公共施設等の管理に関する基本的な方針

---

### 1. 公共施設の管理に関する基本的な方針

#### (1) 点検・診断等の実施方針

日常の点検・保守により、建物の劣化や機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や、点検・保守・整備等の業務を行います。また、経年による劣化状況、気候や使用特性等の外的負荷による機能低下、施設の安全性、耐久性、不具合等について診断、評価し、各施設の課題・問題点等について把握します。

#### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

大規模な改修や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、早期段階において予防的な修繕を実施することで機能の保持、回復を図る予防保全型維持管理の導入を図り、施設を継続的に運営、利用できるよう推進します。

#### (3) 安全確保の推進

危険性が認められた施設については、診断、評価し、その内容に沿って安全確保のため改修を実施します。(ただし、利用率、効用等を勘案し、総合的な判断により改修せず、供給廃止を検討する場合があります。) また、点検、診断等により高度な危険性が認められた施設、老朽化等により供用廃止され今後も利用見込みのない施設においては、統廃合又は取り壊しについて検討します。

#### (4) 耐震化の実施方針

村民が安心して暮らすことができるよう、総合的な防災対策を推進し、災害に強い村づくりを推進します。公共施設等の多くは、災害時には避難場所として活用され、庁舎等では被害情報の発信や災害対策指示が行われる等災害活動の拠点として重要とされています。平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震化について推進し、計画的に取り組めます。

## (5) 長寿命化の実施方針

今後の厳しい財政状況のもとでは、公共施設等の全ての不具合や劣化等に、従来のように改築し対応することは極めて困難な状況にあります。そのため、定期的な点検・診断等による早期段階において予防的な維持管理の実施を徹底することで、大規模な改修等が必要とならないよう機能の保持、回復を図ります。また、ライフサイクルコストを縮減し財政負担の抑制と平準化を図ります。

## (6) 統合・廃止の推進方針

施設については、人口の減少に伴い利用頻度が少なくなっていくものもあり、統合・複合化等も視野に入れ、機能を維持しつつ施設の整理・最適化を図ります。利用状況等を踏まえて必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討します。空き施設及び空いた土地については、有効に活用・処分します。

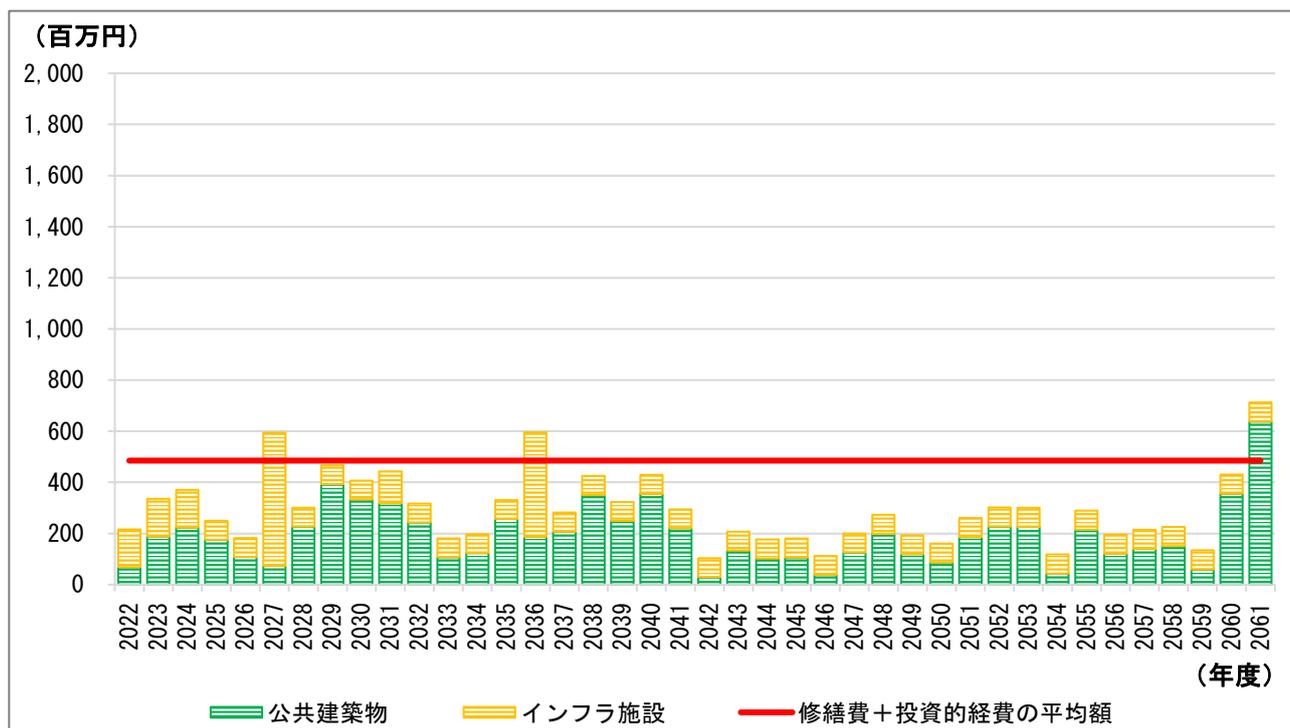
## 2. 計画後の基本的な方針を踏まえた更新費用の見通し

公共建築物及びインフラ施設について、計画後の基本的な方針を踏まえて更新する場合の更新費用は、以下の条件で試算しました。

### ■試算条件

	単純更新	長寿命化更新
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>個別施設計画で作成した方向性をもとに作成</li><li>更新周期は40年</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>個別施設計画で作成した方向性をもとに作成</li><li>長寿命化する施設の更新周期は80年、改築する施設の更新周期は50年</li></ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"><li>公共施設等更新費用試算ソフトを使用</li><li>更新周期は15年</li><li>更新単価は4,700円/㎡</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公共施設等更新費用試算ソフトを使用</li><li>更新周期は20年</li><li>更新単価は4,700円/㎡</li></ul>
橋梁	<ul style="list-style-type: none"><li>橋梁個別施設計画の試算結果をもとに作成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>橋梁個別施設計画の試算結果をもとに作成</li></ul>
上水道	<ul style="list-style-type: none"><li>公共施設等更新費用試算ソフトを使用</li><li>更新周期は総合管理計画初版と同様の40年</li><li>更新単価はデフォルト値を使用</li><li>供給処理施設の更新費の考え方は公共建築物と同様</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>簡易水道事業経営戦略の試算条件をもとに作成</li></ul>

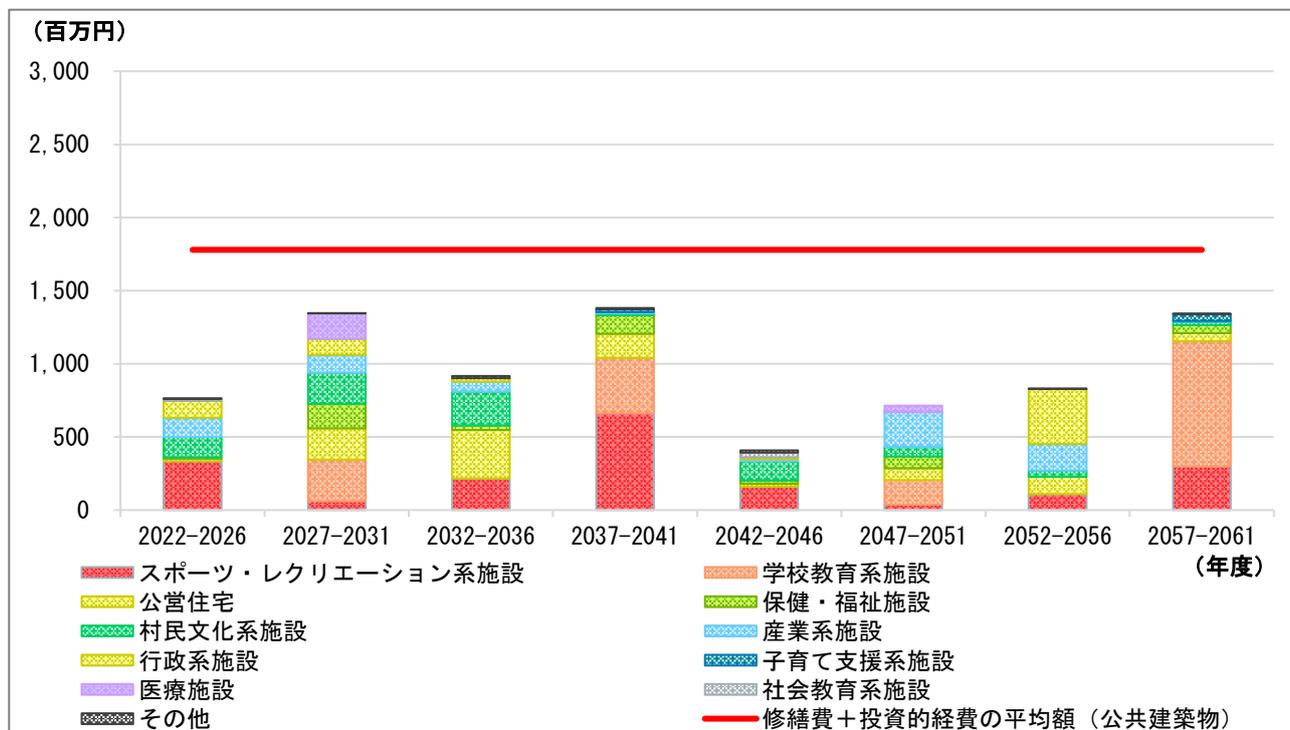
(図表 5 - 1 公共施設等（公共建築物+インフラ施設）の計画後更新費用)



長寿命化の考えを取り入れて試算を行った結果、計画期間40年で11,735百万円、年間293百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。単純更新費用の試算結果と比較して、計画期間40年で8,152百万円の縮減、年間204百万円の縮減が可能となります。

《参考①－公共建築物を基本的な方針を踏まえて更新する場合の試算》

(図表 5 - 2 公共建築物の計画後更新費用 (5ヶ年度表示))

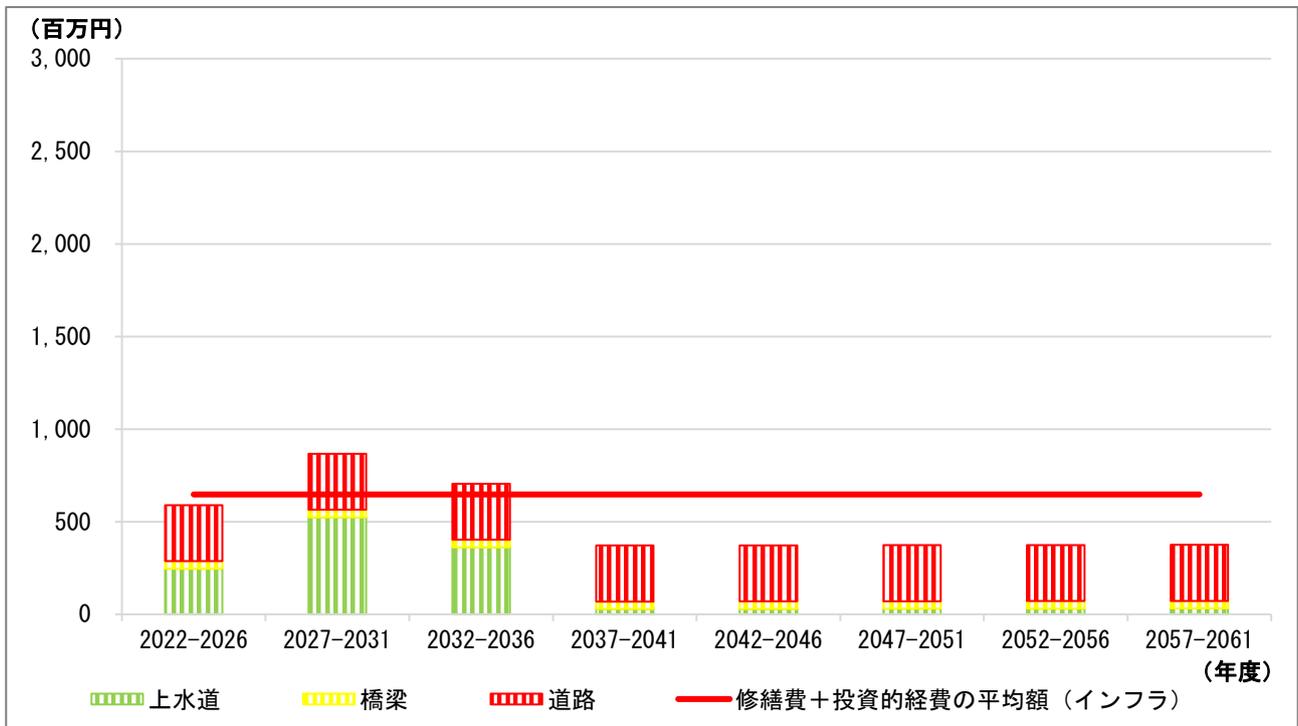


公共建築物を長寿命化の考えを取り入れて更新する場合の試算では、計画期間40年で7,706百万円、年間193百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。これは、単純更新の場合の費用と比較して、計画期間40年で3,085百万円、年間77百万円の削減となります。

施設類型別にみると、計画期間40年でスポーツ・レクリエーション系施設が1,874百万円、学校教育系施設が1,692百万円となり、それぞれ計画期間中に1,079百万円、773百万円の削減となります。

《参考②－インフラを基本的な方針を踏まえて更新する場合の試算》

(図表5-3 インフラ施設の計画後更新費用(5ヶ年度表示))



インフラ施設を長寿命化の考えを取り入れて更新する場合の試算では、計画期間40年で4,029百万円、年間101百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。これは、単純更新の場合の費用と比較して、計画期間40年で5,066百万円、年間127百万円の削減となります。

施設類型別にみると、計画期間40年で道路が2,422百万円、橋梁が323百万円、簡易水道が1,283百万円となり、それぞれ計画期間中に808百万円、1,105百万円、3,155百万円の削減となります。特に簡易水道は、経営戦略をもとに試算方法の見直しを行った影響で多額の削減効果が出ています。

### 3. 財源の考え方

計画後の基本的な方針を踏まえて更新した場合の更新費用の見通しは、P.23より計画期間40年間で11,735百万円（年平均293百万円）となり、このうち普通会計では10,452百万円（年平均261百万円）、公営事業会計（簡易水道のみ）では1,283百万円（年平均32百万円）となりました。この更新費用の見通しと、決算統計をもとにした過去5年分の財源割合から、充当可能な財源の見込みを算出しました。

#### （1）普通会計の財源の見込み

過去5年の普通会計の財源割合の実績は、図表5-4「割合」のとおりです。この割合に基づく1年間の平均更新費用261百万円に対して、年平均で国庫支出金18百万円、都道府県支出金8百万円、分担金・負担金・寄付金3百万円、地方債173百万円、その他の特定財源14百万円、一般財源45百万円の財源が必要となります。

実際は年度によって更新費用の見込みにバラつきがあるため、公共施設基金、庁舎建設基金等の利用による財政負担の平準化や、補助事業の充当率及び交付税措置率を意識した有効活用を行い、財政負担の軽減ができるように努めます。

（図表5-4 過去5年の普通会計の財源割合）

（単位：千円）

	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	年平均	割合
国庫支出金	30,744	48,596	23,298	34,811	78,564	43,203	7.0%
都道府県支出金	27,298	23,219	11,715	15,222	14,878	18,466	3.0%
分担金・負担金・寄付金	20,156	-	-	-	15,444	7,120	1.2%
地方債	101,508	223,868	161,535	902,463	662,159	410,306	66.3%
その他の特定財源	68,986	9,032	36,302	32,874	17,303	32,899	5.3%
一般財源	28,049	45,203	34,394	73,613	352,739	106,800	17.3%
年度別合計	276,741	349,917	267,244	1,058,982	1,141,087	618,794	100.0%

（資料：決算統計）

## (2) 公営事業会計の財源の見込み

過去5年の公営事業会計の財源割合の実績は、図表5-5「割合」のとおりです。この割合に基づくと年間の更新費用32百万円に対して、年平均で地方債20百万円、国庫補助金10百万円、一般財源（その他）2百万円の財源が必要となります。

普通会計と同様に、実際は年度によって更新費用の見込みにバラつきがあるため、企業債等の利用による財政負担の平準化や、補助事業の有効活用を行い、財政負担の軽減に努めます。

(図表5-5 過去5年の公営事業会計の財源割合)

(単位：千円)

	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	年平均	割合
地方債	33,600	68,000	-	-	1,100	20,540	62.6%
国庫補助金	16,814	33,139	-	-	200	10,031	30.6%
一般財源（工事負担金）	29	-	-	-	-	6	0.0%
一般財源（その他）	6,203	4,934	-	-	79	2,243	6.8%
年度別合計	56,646	106,073	-	-	1,379	32,820	100.0%

(資料：決算統計)

## 4. ユニバーサルデザイン化に係る方針

高齢者や障がいのある方が様々な制限にとらわれることなく、自由に外に出て、それぞれの能力を生かしながら就労や趣味、地域活動に参加できる環境づくりを進めていくため、不特定多数が使用する施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

道路や公共建築物等を新設・改修する際には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を図ります。

## 5. その他の公共施設等に係る取り組み

### (1) 過去に行った対策の実績

児童・生徒数の減少と建物の老朽化に伴い、小学校と中学校を統合し、旧中学校の敷地に保小中合同校舎を新築しました。

また、政府が推奨する働き方改革という大きな流れの中、ワーケーション需要の受け入れを目指した取り組みを始めました。BIYORIにWi-Fiを完備する等、設備を整えつつ、民間業者との意見交換等を行いながら、魅力の再発見・問題点の検証と解決を行い、より良い取り組みとできるよう努めます。

### (2) 現時点で決まっている具体的対策

個別施設計画で策定した方針に則り、旧小学校への役場庁舎機能の移転と診療所の改築について進めています。

村内に5箇所存在する教員住宅の統合についても検討を進めています。

### (3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

本村では、統一的な基準に沿った地方公会計の財務書類を毎年度継続して作成しています。このため、固定資産台帳の更新、精緻化に努めています。本計画においても、有形固定資産減価償却率の算出等に活用しました。

## VI 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1. 公共建築物

#### (1) スポーツ・レクリエーション系施設、公園

本村では、下北山スポーツ公園をはじめとする余暇観光施設の整備を進めてきましたが、主要施設は建設後20年から30年以上を経過して老朽化が目立ってきています。一方で、近年は施設利用者が多様化するとともにニーズも大きく変化してきています。それらに対応しながら、更なる観光振興を図るため、温泉施設や宿泊施設をはじめとした各種施設の改修等による充実を図り、利用者の増加と満足度アップに努めます。

#### (2) 子育て支援施設、学校教育系施設

本村では、戦後の高度成長期以降に保育所・小学校・中学校が繰り返し統廃合され、1986（昭和61）年以降はそれぞれ1施設ずつとなっていました。その後も子どもの数が減り続けており、学校や保育所の建物も老朽化してきたことから、2019（令和元）年に保・小・中合同校舎の建設に着手し、2021（令和3）年4月からは一つの校舎で学ぶことになりました。今後は、校舎の維持管理についても一体的かつ計画的に行います。

#### (3) 公営住宅

本村が管理している公営住宅は76戸で、公共建築物の総延床面積の1割強を占めており、これまでに若者定住対策として整備を図ってきました。今後は公営住宅の需要を考慮しながら、新築及び建替え、改修を促進するとともに、特に若者・子育て世代に対する入居者補助等の定住支援を充実します。

#### (4) 保健・福祉施設、医療施設

本村においては高齢化の進行により介護サービス利用者の増加が見込まれるため、介護サービスの拠点施設として高齢者生活支援ハウス「いこいの郷」の改修及び維持管理に努めます。また、医療施設についても、現在の国保診療所の改築を検討します。

## **(5) 村民文化系施設**

公民館や集会所は普段から多くの村民が利用するとともに、災害発生時には避難所として指定されている施設がほとんどです。耐震補強工事はほぼ完了していますが、今後は老朽化に伴う改修を優先的に行い、更なる安全性の確保に努めます。また、生涯学習の推進や地域活性化等の多様な機能の確保に努め、維持管理の効率化を推進します。

## **(6) 産業系施設、社会教育系施設**

産業系施設は地域経済活性化において重要な施設であり、村の産業振興施策と連携を図りながら、必要に応じて改修・更新を実施します。また、歴史民俗資料館は社会教育の主要施設であり、予防保守的な維持管理に努め長寿命化を図ります。

## **(7) 行政系施設**

行政活動の拠点として位置づけられる村役場は、現状では耐震性に問題があることから、2021（令和3）年に統合・移転により遊休施設となった旧小学校校舎を、改修転用して活用します。

## **(8) その他**

その他の施設においても、必要性を考慮した上で、優先順位を定め、計画的に適切な整備を進めていきます。

## 2. インフラ施設

### (1) 道路

道路の整備は、村民の日常生活を向上させるために欠かせません。本村が管理している道路は、これまでに改良整備を実施してきましたが、今後も引き続き改良及び災害防除事業を行う必要があります。道路の状況や危険性を考慮した上で、計画的に整備を進めていきます。また、歩行者の安全性や利便性に配慮し、歩行者の多い道路及び園児・児童・生徒の通学路については、重点的に歩道と車道の分離を実施します。

農道、林道についても、老朽化の度合い等を踏まえた補修、改良を計画的に実施します。

### (2) 橋梁

本村が管理している橋梁のうち橋長 15m以上は 24 橋あり、そのうち建設後経過年数 50 年となる橋梁は 8 本、20 年後には 16 本になります。急速に橋梁の高齢化が進むことになり、これまで以上に修繕や架替えの時期が集中することが見込まれ、財源負担も増加することが考えられます。このようなことから、限られた財源の中で効率的かつ効果的な維持管理を行うために「下北山村 橋梁長寿命化計画」に基づき、定期的に点検を実施し、予防的な修繕計画及び計画的な架替えを行います。橋梁の長寿命化を図るとともに、将来的な財源負担の軽減と平準化に努めます。

### (3) 簡易水道

簡易水道施設の整備については、村内 100%の供給体制が確立しています。簡易水道管は 1977（昭和 52）年から整備され、まもなく耐用年数を迎える管路もあるため、今後布設替えを計画的に実施し、施設整備及び適切な維持管理を行いながら、安全で安定した水道水供給に努めます。

## VII 今後の推進に関する基本方針

### 1. 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策

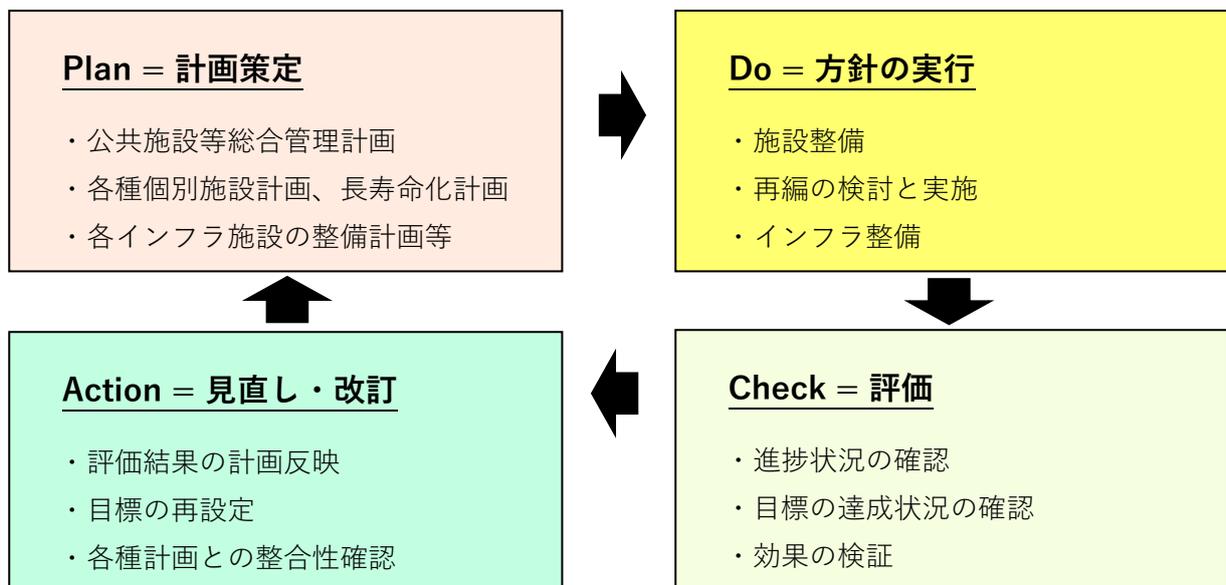
職員一人一人の意識改革が必要であり、公共施設等に関する現状を全職員が把握することはもちろん、研修等をとおしてコストや経済的かつ効率的運営への意識改革を図る等、情報共有に努めます。また、「第三次下北山村総合計画」を前提とし、公共施設等の現状や課題を統一的に把握し、本計画の基本方針を全庁的な取り組みとした上で、維持、保全等の管理を実施します。具体的には、各所管課による縦割りを越えて、総合的な視点で計画を推進するため、プロジェクトチームを立ち上げ、施設管理に関する検討を進めます。総務課を計画管理部門とし、総合計画や中長期財政計画との整合を図り、予算編成段階から関係部署で連携を取ります。

### 2. P D C A サイクルの推進方針

公共建築物とインフラ施設の全庁的な情報の管理と共有については、プロジェクト会議において実施します。

加えて、P D C A サイクルの推進にあたっては、計画管理部門である総務課が中心となり、委員会（プロジェクトチーム）での進捗状況の共有や検証を行います。

(図表7-1 P D C A サイクルの推進イメージ)



また、インフラ施設の整備計画は、計画ごとに改訂時期が異なります。加えて、社会情勢の変化等に応じて、改訂時期を前倒しして見直すことも考えられます。そのため、不断の見直しにより、本計画の充実に努めます。

## 下北山村公共施設等総合管理計画

下北山村役場 総務課

奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内983

電話：07468-6-0001 FAX：07468-6-0377